

第21回 八代市都市計画審議会 議事録

令和8年2月25日作成

署名委員 福田民男

署名委員 三栗野恵美子

1 議事

(審議案件)

議第 1 号 八代都市計画道路の変更について

議第 2 号 八代都市計画下水道の変更について

議第 3 号 八代都市計画ごみ焼却場の変更について

(報告案件)

八代都市計画マスタープラン、八代市立地適正化計画について

2 審議会の日時及び場所

日時:令和 8 年 2 月 13 日(金)午前 9 時 30 分開会

場所:八代市役所 鏡支所 3 階 大会議室

3 出席した委員及び幹事の氏名

(出席委員)

勝野 幸司(会長)、木村 博幸、谷口 徹、友枝 和也、野村 浩一、本田 友治、森山 学、飯島 直己(代理:松本 秀一)、津川 知博、大城戸 一也(代理:林田 隆宏)、福田 民男、三栗野 恵美子、元松 節生

(出席幹事)

建設部長 涌田 直美、建設部次長 蓑田 正樹、建設部次長 竹原 彰吾、建設政策課長 深川 洋光、土木課長 高田 裕樹、理事建築指導課長 豊田 浩市郎、都市整備課長 竹田 圭志、下水道総務課長 山本 康博

4 一般の傍聴者 0 名、報道関係者 1 名

5 議事の経過

(1) 議事録署名者の指名

(事務局)

本日は委員総数 15 名中 13 名の出席を得ておりますので、「八代市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項」の規定により、本審議会は成立しております。

それでは、八代市都市計画審議会運営要領第 6 条に基づき、これからの議事の進行につきましては、勝野会長にお願いします。

(会長)

議事に入る前に、運営要領第 11 条第 3 項により、本日の議事録署名者を指名したいと思います。三栗野委員と福田委員にお願いしてよろしいでしょうか。

(各委員)

はい

(2) 審議会の公開・非公開について

(会長)

続きまして、本審議会が市が定めます「審議会等の会議の公開に関する取扱要項」に基づき原則公開であり、議事録についても公表されることとなりますので、委員の皆様におかれましては、本審議会が公開であるということを十分踏まえたうえでのご発言をよろしく申し上げます。本日、傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

報道機関の方が1名いらっしゃっております。

(会長)

報道機関の方におかれましては、傍聴される方は、傍聴要領を遵守の上、傍聴されますようお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入りますので、事務局より議案の説明をお願いします。

(事務局)

議案3ページの次第をお開きください。今回の議事は、議第1号から3号までいずれも八代市の都市計画の変更に関する内容でございますことから、「都市計画審議会で審議する事項」の1項目の「市が決定しようとする都市計画についての審議」に該当致します。それでは改めまして、議第1号「八代都市計画道路の変更」について、担当より説明いたします。

(3) 議事 議第1号

(都市整備課)

八代都市計画道路中央線の都市計画の変更について説明いたします。

お手元の議案書9ページをご覧ください。中央線は、市役所南側の市道塩屋町通町線の交差点を起点とし、古閑浜古閑下線に至る、延長2,960m、代表幅員16・12・18mの2車線の中心市街地と住宅地を結ぶ都市計画道路です。今回の変更箇所は、延長34mの区間になります。

詳しくお示しします。お手元の議案書11ページおよび13ページをご覧ください。変更箇所は八代市民球場南側の箇所です。ピンク色で示している範囲は現在の都市計画決定区域であり、赤色で示している範囲が今回の変更で追加する範囲です。議案書13ページの右下の平面図および前面のスライドの拡大図、上側・西側で計画・整備中の古閑中町1号線との交差点整備に伴う東側部分となります。

変更内容の前に、事業計画について説明いたします。お手元の議案書12ページに全体の

平面図をお示しておりますが、黄色が歩道、白地が車道というイメージになります。事業区間は、八千把地区土地区画整理事業により西側から整備中の古閑中町 1 号線との交差点を含む延長 190m の区間です。

交差点については、公安委員会との協議によりラウンドアバウトで整備されます。ラウンドアバウトは環状交差点の英訳で、整備される交差点内は右回り(時計回り)の一方通行となっております。信号機が設置されないことが特徴です。この交差点形式には、事故の発生抑制、渋滞緩和、停電時における機能維持といった効果があります。

事業区間の標準的な断面は、全体幅員 12m で、片側 1 車線 3m の車道と 0.5m の路肩を 2 車線、その両側に 2.5m の歩道を整備する形となります。現在の道路には歩道がないため、通学路としての安全確保はもとより、八代市民球場や中心市街地へのアクセス向上、周辺地域の交通渋滞の解消、日常生活の利便性向上など、地域・産業の振興・発展に寄与するとともに、災害時における避難路の確保と救助活動・医療搬送・物資輸送等の機能強化にも繋がると考えております。

次に、変更理由について説明いたします。お手元の議案書 13 ページ左下の文章および右下の平面図をご覧ください。この交差点は、当初、直進左折と右折レーンの信号交差点で設計しておりましたが、先ほど申しましたように公安委員会との協議により、安全で円滑な交通処理を図るためラウンドアバウトで整備することとなりました。それに伴い、この交差点の東側、市道取付部についても交差点区域として捉え、都市計画区域の変更を行うものです。

今回の付議に際しての経過と今後の予定について説明いたします。お手元の議案書は、同じく 13 ページ右側、中段をご覧ください。

令和 2 年度から設計を開始し、交通管理者である公安委員会や道路管理者との意見調整を行ってまいりました。その結果を基に素案を作成し、地域の代表者や地権者を対象に説明を行った上で、昨年 11 月に説明会を実施いたしました。説明会には市政協力員や地権者を含む 32 名の出席があり、皆様のご意見を反映させた計画案を作成し、再度、公安委員会や道路管理者と本協議を行っております。さらに、今回の変更については、本年 1 月 26 日から 2 月 9 日までの 2 週間、公告と計画案の縦覧を行っております。

なお、熊本県との協議については、県の都市計画決定の手引きにおいて、「拡幅による位置または区域の変更で、区間の延長が 1,000m 未満である」として、協議不要との判断がなされております。

説明会の状況についてご報告いたします。都市計画の変更に係る意見としましては、特に異論はありませんでした。その他の意見として、開通時期に関するものや、今回の区間の北側に関する意見がございました。

公告・計画案の縦覧については、市の掲示板とホームページで公告し、都市整備課窓口と市のホームページで縦覧を実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。今回の都市計画決定の後、告示および公告・縦覧を経て、新年度に事業の認可を取得する予定です。用地測量や建物等補償調査などの業務委託は、現在、一部を実施中ですが、その結果を踏まえ、用地買収や建物等の移転が完了した後、必要に応じて埋蔵文化財の発掘調査を実施いたします。令和 9 年度からは今回の交差点工事に着手し、全体としましては令和 14 年度末に事業を完了する予定としております。

以上で、議第 1 号の説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

(会長)

議第 1 号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

(委員 A)

ご説明の中でラウンドアバウトの一般的な利点についてお話いただきましたが、この地域にとってラウンドアバウトを取り入れる理由やメリットなどはあるのでしょうか。

(都市整備課)

ラウンドアバウトは県内で現在 5 つの整備事例がありまして、今回八代市においては初めてとなります。

実際、ラウンドアバウトは交通量が多いと、一般的な利点の効果を発揮しないという特性があり、ある程度交通量が少ないところに適用されているケースがございます。今回、公安委員会との協議により、事故の発生抑制、渋滞緩和、停電時における機能維持といった効果を考慮してラウンドアバウトの整備を実施することとなっております。

(委員 A)

災害時の話や渋滞緩和の話がありましたが、この地域ではそういった点が特に重要だから取り入れるということではなく、交通量が少ないから有効であるということですね。

(都市整備課)

そのとおりです。

(委員 A)

わかりました。

(会長)

他にご質問等はございますか。

(委員B)

ラウンドアバウトを新しく取り入れるということですので、私たちも実際に車に乗って体験したことはありますが、実際にそこで歩いてみるような経験がありません。

先ほどの説明で断面図を拝見すると、車道と歩道の間に縁石があると思いますが、子どもが通るわけですから、一般の人も含め、歩道を歩く際の車道と歩道、縁石の高さなど安全基準があるのか、そういった点をご説明いただきたいと思います。

また、この交差点に降った雨の排水対策ですが、どのような流れで処理されるのでしょうか。縁石があるとそこで流れが悪くなるので、車道側に側溝があるのかないのか、きちんと排水が流れていくのか、車が回りながら走行しますから、スリップしやすくなります。特に冬場は凍結する可能性もあるので、きちんと排水していないと、凍結時に危ないと思います。そういった安全面について、分かる範囲でご説明いただきたいと思います。

(都市整備課)

車道と歩道の間に縁石を設置することは、道路としては標準的な整備計画です。一般的に、縁石の天端と車道の面との段差は約 15cm 程度でございます。車が完全に乗り上げるかどうかについては、角度やスピードにもよりますが、一般的にはまっすぐ走行する上で、ある程度の安全が確保できると思われれます。

次に、雨水処理についてですが、(平面図図示)この地域には現在、北側と南側に水路がありまして、北側水路については、今後、整備も予定しております。交差点内の雨水処理については、この北側の水路に導く形になります。交差点より南側の雨水処理については、歩道の外側に道路側溝を整備し、南側の水路に導く形になります。排水先の水路は断面が比較的大きく、割と近くに位置しておりますので、通常の雨では冠水しないと思っております。

(委員B)

サークル内にたまった雨水の排水はどうなるのですか。

(都市整備課)

サークル内は、サークル自体が高くなっておりますので、サークルの中心から外に向かって雨水は流れるようになっており、10m 置きに設置した集水柵から排水する形になります。

(委員B)

ラウンドアバウト内側の路面は円錐状に盛り上がっているため、雨水は通常、外側に向かって流れます。しかし、歩道側に縁石があると、雨水の流れを遮り、その結果、雨水は車道側

へ流れるのではないのでしょうか。

(都市整備課)

歩道と車道の上に集水柵が設置されており、ここに集まった雨水が歩道の中を通して道路側溝に流れるようになっています。

(委員B)

議案書 12 ページの下にラウンドアバウトの中心断面図がありますよね。それによると、どこに集水柵があるのですか。サークル内には排水柵が図面上にないのですが。

(都市整備課)

サークル内については、現時点ではっきりとは決まっていますが、表面はコンクリートを施工する形で、部分的に注意喚起の看板などを設置する予定です。路面の排水は外に向かって流れていくような形で雨水処理を行います。

(委員B)

交差点に縁石があるため、雨水が流れにくい箇所があると思いますが、雨水はどのように流れるのでしょうか。進入口と出口の 4 方向に流れていくのですか。

(都市整備課)

(平面図図示) 交差点内の各ポイントに集水柵を設置します。交差点に降った雨水は、これらの集水柵に集められ、その後、道路外側に設置されている道路側溝につながるという構造になっています。

(委員B)

構造上、円周上に設置される歩道部分には雨水が流れ込まず、まず道路側に導かれるということですね。

(都市整備課)

はい。交差点に複数の集水柵を設置し、サークル内と車道に勾配を付けて雨水を集水柵に集めます。集められた雨水は集水柵を通じて、歩道の地下に埋設した管を經由し、歩道外側の側溝へ導かれ、最終的には南北の水路へ流出させる仕組みになっています。

(委員B)

はい。わかりました。

(会長)

他にご質問等はございますか。

(委員B)

昨年8月10日・11日の記録的大雨(8月豪雨)についてですが、この地域の浸水状況が懸念されます。現場確認をしていないため詳細は把握していませんが、浸水が想定される場合は、全体的な嵩上げが必要ではないかと考えています。

具体例として、昨年開所したみなと消防署周辺の交差点が挙げられます。この交差点はゆめタウンより低い位置に建設されており、排水性が悪く、今回の大雨で冠水して非常に危険な状況となりました。

今後、交差点の設計を進める際には、少なくとも交差点については浸水を防ぐために必要な高さを確保し、前回浸水した箇所を基準を引き上げた高さで盛り土することが重要だと考えます。現状でどのくらいの高さになるのか、わかれば教えてください。

(都市整備課)

縦断面図でご説明いたします。縦断面図は、道路を縦に輪切りにして、道路中心線の高低差を表した図面です。白い線は現在の高さを、赤い線は整備後の道路中心の高さを示しており、交差点・ラウンドアバウトの中心に向かって段階的に高くなる設計となっています。現在、駐車場や畑として使用されている箇所があるため、交差点・ラウンドアバウトに向かって、道路の縦断面を段階的に上げる計画となっています。

(委員B)

海拔何メートルという表記はありますか。

(都市整備課)

申し訳ございません。高さについては、海拔ではなく周辺の基準点からの相対高となっており、具体的な数値は把握しておりません。地元説明会では、8月の大雨で自宅の庭が浸水したというご意見をいただきました。これに対して、水路を管理する土木課が周辺水路の堆積土砂や雑草の清掃を実施していることをご説明いたしました。土木課からは、今後も継続的に清掃を実施する予定との報告を受けており、その旨をご説明してご理解をいただきました。

(委員B)

ここからは要望になりますが、前回の大雨による浸水箇所について、海拔高および浸水深の記録がございましたら、これらを調査いただき、今後の都市計画に反映させていただきたくお願いいたします。特に幹線道路と交差点における浸水対策は必要だと考えております。

松江通りも相当な浸水が確認され、地盤の低い箇所が明らかに見受けられました。この地域についても浸水の可能性が高いと懸念されますので、地域の皆様と協力しながら調査を進め、当該地域の浸水リスクを適切に把握した上で、必要に応じて今回の計画に全体的な嵩上

げを組み込んでいただくことで、地域の安全性向上につながるものと考えております。ご検討をよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。他にご質問等はございますか。

(委員C)

今回審議されている箇所について確認させていただきたいのですが、12 ページの資料において、今回審議する部分は黄色の部分全体なのでしょうか。それとも、その中の一部なのでしょうか。

(都市整備課)

(平面図図示)ここから西側が都市計画決定区域となっております。今回は東側の市道取り付け部まで交差点を含めた範囲を区域に追加し、対象区域を広げるというものです。

(委員C)

つまり、今示された東側の区域だけが今回の審議対象という理解でよろしいでしょうか。

(都市整備課)

はい、そうでございます。

(委員C)

ありがとうございました。

(会長)

他にご質問等はございますか。

(委員C)

交差点完成が渋滞緩和を目的としているとのことですが、北側の県道八代鏡線からの流入が増加し、通行量が大幅に増えるのではないのでしょうか。これを踏まえての渋滞緩和という理解でよろしいですか。

(都市整備課)

おっしゃる通りです。(全体位置図図示)現在、この交差点の西側には北部幹線という県道があります。この北部幹線では、南下する際に臨港線との交差点で渋滞が発生しており、同様に北上する際にもこちら側で渋滞が発生しているのが現状です。新しい交差点が完成して道路が繋がることにより、交通が複数経路に分散され、各経路の渋滞が緩和されるのではないかと考えております。

(委員C)

はい、ありがとうございます。

(会長)

他にご質問等がございますか。他に意見がなければ、議第 1 号については原案通り可決ということに致しますが、よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、議第2号「八代都市計画下水道の変更」について、担当課より説明をお願いします。

(4) 議事 議第 2 号

(下水道建設課)

議第 2 号は「八代都市計画下水道の変更」でございます。変更の主旨ですが、「排水区域の追加」及び「施設の追加」を行います。具体的には、日奈久排水区 79ha の追加と、その他施設として日奈久浜町ポンプ場約 510 m²の追加です。

まず、日奈久排水区の位置について説明いたします。日奈久排水区は、北はみずほ保育園、南は日奈久 IC 手前までの日奈久校区の市街地内に位置し、日奈久小学校や日奈久温泉駅などがございます。

次に、八代都市計画下水道雨水区域図について説明いたします。お手元の資料では 21 ページを拡大表示したものになります。スライドの赤枠で囲まれている区域が旧八代市の都市計画下水道区域であり、現計画区域面積は 1,910ha でございます。スライド左下の赤色四角枠で囲まれた区域が、今回追加します日奈久排水区になります。

次に、日奈久校区の八代都市計画図についてご説明いたします。お手元の資料では 20 ページの日奈久地区を拡大表示したものになります。

今回変更するに至った経緯につきましては、スライドに記載のとおり、現在日奈久校区は下水道施設として都市計画決定をしていないため、雨水対策は公共下水道事業ではなく都市下水路事業にて行っております。しかし、日奈久都市下水路が都市下水路事業としての交付金要件を満たしていないため、雨水対策を行う場合は単独費で行うこととなります。一方で、公共下水道事業としての交付金要件は満たすことから、今後の雨水対策を公共下水道事業の交付金を活用して実施するために、今回、排水区域及び施設の追加に関する都市計画の変

更をお諮りするものです。

ここで、公共下水道及び都市下水路について説明いたします。本資料はお手元資料にございませんので、前面スライドをご覧ください。

そもそも、公共下水道における【下水】とは何かと言いますと、一般的にはトイレ・台所・お風呂などで使った生活雑排水や、企業活動に伴う産業排水をイメージされると思います。しかし、下水道法上は、雨水(あまみず)を含んだ総称を【下水】と呼んでおります。このことから分かるように、これまでの公共下水道事業は、雨水及び汚水を速やかに排除することで、都市内の浸水防除及び生活環境の改善と公共用水域の水質保全を、同じ地区で行うことが前提となっておりました。要は雨水処理と汚水処理はワンセットでした。

次に都市下水路とは、主に公共下水道の排水区域外の市街地において、専ら雨水排除を目的として雨水整備するものをいいます。下水道計画はないが雨水排除を急ぐ地域を対象に行う事業であり、日奈久校区につきましては、当時下水道計画がなかったため、昭和 50 年度に都市下水路事業の認可を取得し日奈久浜町ポンプ場の建設などを行ってきました。

しかし、平成 27 年の下水道法改正により、多発する浸水被害への対応として、主に市街地における雨水のみを排除するために、河川その他水域もしくは海域に雨水を放流するものは、汚水の公共下水道としての計画がなくても、雨水公共下水道として雨水対策を実施することができるようになりました。

この下水道法改正により、これまで汚水に関する下水道計画がなく、雨水対策を都市下水路により実施していた日奈久校区においても、平成 27 年から公共下水道事業により雨水対策を実施することが可能となりました。

こちらは日奈久校区の下水道計画です。本資料もお手元資料にございませんので、前面スライドをご覧ください。そもそも下水道計画は、汚水であれば水処理センター、雨水であれば雨水ポンプ場である流末から上流へ向け、排水区域を拡張する計画変更を重ねながら事業を進めてまいりました。日奈久校区における汚水・雨水の下水道計画は、平成 10 年の区域拡張時に追加されました。その後、平成 20 年あたりから到来した人口減少社会を受け、平成 26 年に国土交通省・農林水産省・環境省の三省合同マニュアル「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が策定され、人口減少などの社会情勢や厳しい財政事情などを踏まえた汚水処理事業の見直しを求められました。その見直しの結果、平成 29 年度に汚水計画が削除されました。そのため、現在日奈久校区の下水道は、前スライドのとおり、雨水公共下水道のみの計画となっています。

次に変更内容について説明いたします。お手元の資料では 22 ページになります。スライド②で説明いたしましたとおり、変更前の旧八代市の八代都市計画下水道の雨水区域面積は 1,910ha で、今回赤着色部分の 79ha を追加し、変更後の面積は 1,989ha となります。

また、その他施設として、日奈久浜町ポンプ場を追加し、変更面積は約 510 m²になります。左下の写真が日奈久浜町ポンプ場の写真となります。

こちらは雨水公共下水道の予定事業計画区域図になります。日奈久排水区について、都市下水路事業から公共下水道事業へ移行した後に、雨水公共下水道事業計画を策定し交付金を活用して雨水対策を行っていきます。雨水対策計画としましては、令和 8 年度から令和 9 年度の 2 か年で日奈久浜町ポンプ場の老朽化したポンプの改築工事を行う予定です。なお、青着色の区域が排水区域となります。

これまで説明いたしましたが、要するに日奈久地区において、都市下水路事業として単独費を用いて行っていた雨水対策について、公共下水道の雨水対策事業として交付金を受け事業を進めることが可能と判明したことから、今回同地区の都市計画変更を行い、今後効率的な雨水対策を実施していくものです。

最後に、本案についての住民の皆様のご意見についてですが、令和 7 年 12 月に日奈久校区の市政協力員の方々を対象に素案についての説明会を行っており、都市計画変更に関するご意見等はございませんでした。その後、令和 8 年 1 月 7 日に熊本県都市計画課との事前協議を完了しており、異議なしとの回答を頂いております。また、本案について、令和 8 年 1 月 14 日に市役所公告板にて公告を行い、令和 8 年 1 月 15 日から令和 8 年 1 月 28 日まで市ホームページ及び下水道建設課にて公告・縦覧いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議第 2 号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(会長)

議第2号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

(委員A)

現在のスライドに映っている図について、赤い枠線と青い塗りつぶしのエリアが重なっていない部分もあるようですが、その関係性についてどのように理解すればよろしいでしょうか。

(下水道建設課)

現在整備されている日奈久浜町ポンプ場は、赤ラインの外側、谷の部分まで含めたところまで水の流れが地形上集まっております。その水をまとめて、現在、海に向けて排水を行っているところが、雨水排水区域となっております。

一方、公共下水道の区域につきましては、以前の汚水関係の計画と合わせて策定いたしました当初の計画区域のままで、今回、都市計画決定をさせていただくという形になっておりま

す。

(委員A)

青色の公共下水道事業計画に入っていないところも、同様に含めて実施していくことができるということでしょうか。

(下水道建設課)

はい、そうです。

(委員A)

ありがとうございます。

(会長)

他にご質問等はございますか。

(委員C)

確認ですが、赤で囲まれた区域の面積が 79 ヘクタールということによろしいでしょうか。

(下水道建設課)

はい。おっしゃる通り、当該区域の面積が 79 ヘクタールになっております。

(会長)

他にご質問等はございますか。他に意見がなければ、議第 2 号については原案通り可決ということに致しますが、よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、議第 3 号「八代都市計画ごみ焼却場の変更」について、担当課より説明をお願いします。

(5) 議事 議第 3 号

(環境施設課)

それでは、議第 3 号「八代市都市計画ごみ焼却場の変更について」、説明申し上げます。本件の内容についてですが、皆様もご存知のとおり、麦島の中北町にありました八代市のごみ焼却場「八代市清掃センター」は、平成 30 年当時で築後 43 年が経過しており、焼却能力も著しく低下し、ごみの焼却処分が非常に困難な状況に陥っていました。市民の皆様方には、ゴミ非常事態宣言を発出し、ごみの排出量の抑制をお願いしていたところでございます。

このような状況の中、八代市は新しいごみ焼却施設の建設を決定し、港町に「八代市環境センター」(通称「エコイト八代」)を整備いたしました。本施設は平成 30 年7月から供用を開始しており、これに伴い、旧八代市清掃センターは平成 30 年6月に稼働を停止いたしております。

その後、清掃センターの解体工事に向けて、現地調査及び実施設計を行い、令和5年10月から解体工事に着手いたしました。令和6年6月に解体工事が完了し、建物がなくなったため、今回、中北町に「ごみ焼却場」の都市施設として都市計画決定していたものを廃止するものであります。

清掃センターの位置は、中北町にございます。現在は更地となっており、都市計画決定時に登録いただいている内容はこちらでございます。(位置図図示)八代市清掃センターは、処理能力が1日当たり 150 トン、敷地面積は 1.5 ヘクタール、建築面積は 1,352 平方メートルです。

建物の解体に当たり、麦島校区及び地元の中北町内会の方々を対象に説明会を開催いたしました。

まず、令和5年 12 月 15 日には、解体工事着工前の説明会を開催し、解体工事の流れと方法についてご説明申し上げました。この際、市民の皆様から、土壌及び水質の汚染に関する懸念のご意見が多数寄せられましたので、周辺に配慮しながら工事を進めることをご説明し、ご理解をいただきました。

次に、令和6年9月には、解体工事の途中経過報告を目的とした説明会を開催いたしました。市民の皆様からは、建物下の土壌への有害物質の浸出や機械室からの油漏れなどについて懸念が寄せられていたため、解体工事着工後、敷地全体の地質調査を実施いたしました。

地質調査の結果、3箇所からヒ素が基準値を超えて検出されました。そこで、詳細調査を実施し、地盤面から深さ2メートルから5メートルの範囲にヒ素が確認されました。

調査結果の分析から、本市では、清掃センター建設時に埋め戻された土に含まれていた天然由来のヒ素であると判断いたしました。これは、汚染液が上層から浸出する場合であれば表層から連続的に汚染されるはずですが、表層から2メートルの部分に汚染が認められず、2メートルから5メートルの範囲に点在する形でヒ素が検出されたためです。

基準値を超えるヒ素が検出された土壌については、安全を確保するため、汚染箇所の周辺を含めて広く除去し、場外の土砂処分場に搬出いたしました。その後、清潔な土を埋め戻し、工事を完了いたしております。

令和 6 年 9 月 15 日に開催した説明会では、このヒ素に関する先ほど申し上げました内容を

ご説明し、ご理解をいただいたところでございます。

令和7年7月15日には、解体工事の完了についてご報告申し上げます。地元からは、更地となった後の跡地利用についてのご意見が多く寄せられました。現在のところ、跡地利用に関して具体的な計画はございません。今後、庁内で他の部署における利活用の必要性を調査するとともに、地元の皆様のご意見も参考にしながら、跡地の利活用について協議を進めてまいります。地元の皆様からは、屋根付きの競技場や多目的広場の整備、また、大雨時の冠水対策として遊水池の整備を希望するご意見もいただいております。

本案件については、1月15日に公告し、1月16日からエコイト八代において縦覧を行いました。期間中、意見書の提出はございませんでした。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

議第3号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いいたします。

(委員C)

2点お願いしたいと思います。

1つ目は、ヒ素が検出されたということですが、天然由来かどうかという点は別として、基準値をどの程度超えていたかについてお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、今回のごみ焼却場の廃止に伴い、次の土地利用に関連して、用途地域の変更が生じるのかについてお伺いしたいと思います。

(環境施設課)

ご質問ありがとうございます。まず、ヒ素についてでございますが、3ヶ所で基準値を上回る数値が検出されました。基準値は0.01mg/L以下と定められておりますが、当該3ヶ所の数値は「0.013mg/L」、「0.015mg/L」、「0.012mg/L」といずれも0.01mg/Lの基準を上回っております。

(事務局)

次に、用途地域に関してのご質問についてでございます。こちらの都市計画図をご覧ください。色が塗られている箇所が用途地域です。清掃センターがあった場所は、もともと用途地域が指定されていない、いわゆる用途白地地区に位置しておりました。

ごみ焼却場の都市計画決定を廃止した後の土地利用については現在検討中でございますが、現時点では用途地域の指定は予定しておりません。ただし、今後の利活用の内容によっ

て、用途地域の指定が必要となる可能性もございます。

(会長)

他にご質問等はございますか。他に意見がなければ、議第 3 号については原案通り可決ということに致しますが、よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、本日の議案は以上ですので、議事を終了します。結果につきましては、私から八代市長へ答申しておきます。

(6) 報告

(会長)

次にその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局より 1 件、「八代市都市計画マスタープラン」と「八代市立地適正化計画」についてご報告申し上げます。資料は、本日お配りしました「八代市の都市計画」の冊子の 15 ページをご覧ください。

都市計画マスタープランとは、市町村が定める長期的なまちづくりの方向性を示す「都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画の最も基本となる計画です。本計画は、将来の土地利用や公共施設(道路、公園、下水道等)の整備、自然環境の保全等について、将来の見通しや目標を明らかにし、長期的なまちづくりの方針を定めるものです。現在、現行の都市計画マスタープランが前回改定から 10 年以上経過しており、令和 6 年度から八代市都市計画マスタープランの改定を進めているところです。

冊子の 18 ページをご覧ください。こちらは立地適正化計画についてですが、本計画は都市計画マスタープランを具体化した重要な計画として位置付けられており、長期的な視点で「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するための計画です。現在、令和 5 年度から計画の策定を進めているところです。

この 2 つの計画については、令和 8 年度に策定・公表する予定でございますので、策定の際は本審議会においてご意見を伺う予定です。よろしくお願いいたします。

以上、ご報告を終わります。

(会長)

事務局からの報告案件についてはこれで終了致します。

以上をもちまして、本日の議案の審議及び報告はすべて終了しました。進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

(7)閉会

(事務局)

勝野会長におかれましては議事の進行、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても長時間のご審議大変お世話になりました。

今回ご審議いただき、ご意見頂きましたことは、今後のよりよい八代のまちづくりのための貴重なご意見としてしっかり受け止めさせていただきました。今後とも、市政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、第21回八代市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)